

その他介護報酬改正に係るお知らせについて

1. 制度改正による運営規程の変更について

令和3年度制度改正により、事業所として新たに取組むべきこととされた事項につきましては、体制が整い次第、運営規程への明記をお願いします。

また、運営規程の変更は、変更届出書の提出が必要となりますが、今般介護サービス事業所等に対し義務づけられたもののうち、経過措置が定められているものについては、当該期間においては、届け出ることまで求めるものではないこととされています。

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.7) (令和3年4月21日) より

※上記記載のとおり、令和6年3月31日までの経過措置となっておりますが、令和6年4月1日からは義務化しますので、本市としては努力義務ではありますが、経過措置中に運営規程の変更届出書の提出をしていただきますよう、出来るだけ早くに着手をしてください。

・ハラスメント対策の実施

※中小企業は令和4年3月31日までの経過措置のため注意。

・業務継続計画（BCP）の策定

・認知症介護基礎研修の実施

・高齢者虐待防止のための措置に関する事項

・感染症対策の強化

※現行の運営規程にある感染症対策に加え、委員会の開催、指針の整備、シミュレーションの実施等を掲載。

2. 勤務体制一覧表について

国より新しい勤務体制一覧の様式が提示されました。（介護保険最新情報 vol.956）

これにより、従来使用中の帯広市様式と当該様式どちらを使用しても構わないこととします。

地域福祉課ホームページに国様式を掲載していますので、参照ください。